政治経済〈政治編〉　はじめに

皆さん、始めまして。『公務員試験対策講座　スタンダードレベル政治経済〈政治編〉』を担当する簑原睦です。

この講座を受講しようとされている皆さんは、おそらく公務員試験合格に向けた一歩を今踏み出したばかり、というところでしょうか。自身の将来に対する期待と、そこに至るために立ち向かわなければならない試験に対する不安と、その両者が皆さんの心の中にあることでしょう。

あえて言います。公務員試験は簡単な試験ではありません。出題科目も多岐にわたります。合格するためには、自身の将来を切り拓く信念と、それに裏打ちされた確かな努力が必要です。

しかし、案ずる必要はありません。公務員試験は、特別な知識、高度な知識が問われるものではないのです。学者・研究者になるための試験ではないのですから。

また、政治経済について言えば、どうかこの勉強を単なる「受験勉強」だと思わないでください。政治経済という科目は「世の中のしくみ」についての科目です。公務員として、社会人として将来活躍するにあたって、「世の中のしくみ」を知っておくことは当然必要ですよね。「世の中のしくみ」が理解できると、ニュースを見ること、新聞を読むこと、それらが面白くなります。そうして興味と知識を広げ、公務員として活躍する素養を身につけてください。私も、皆さんにそうなってもらえるような講義を提供します。

さて、それでは、この講義を受けていただくにあたっての心構えとアドバイスを少しお話しします。

1．講義は顔を上げて聴こう！

これは２つの意味があります。１つは文字通り、しっかり私の方を見てください、ということです。目と耳と心でこの講義を受け取ってください。

もう１つは、勉強は明るく前向きに、ということです。下を向いて「きついな、辛いな」と思いながら受けてほしくないのです。目の前にある試験は、皆さんの将来を切り拓くチャンスなのですから。

自身の力を社会のために用い、日々の糧を得るという営みはたいへん exciting です。その意味で、働くということはとても魅力的でかっこいいことです。自身の将来像を思い描きながら、明るく取り組んでください。

2．情報は All In One で！

原則として情報は極力１つの教材にまとめましょう。余白をフル活用し、あるいは付箋を駆使し、得た知識や情報をどんどん集約してください。本試験前は、この１冊に目を通せば大丈夫！という自分だけの１冊に仕上げましょう。

3．シンプルに理解し、思い出すことに重点を！

先ほども言いましたが、公務員試験は学者・研究者になるためのものではありません。難しく考え過ぎないでください。最初は、小学５・６年生に説明するのに必要なくらいの理解から始めましょう。そして、覚えること以上に、思い出すことに重点を置いてください。思い出すトレーニングの反復こそが暗記科目の鍵です！

それでは、公務員試験合格に向けて、一緒に歩んでいきましょう！！

政治経済〈政治編〉　目次

○第１講	日本国憲法の基本的性格	p. 4
○第２講	基本的人権１	p. 6
○第３講	基本的人権２	p.10
○第４講	統治機構　三権分立・国会	p.14
○第５講	統治機構　内閣・裁判所	p.18
○過去問解答		p.22

※　本テキストにおいて「○条」とあるのは、原則として日本国憲法の条文番号である

※　本講座は令和３年４月１日の法令に基づいている

〈 ***Note*** 〉

政治経済〈政治編〉　第１講　日本国憲法の基本的性格

１．憲法

憲法　＝　国家の基本法・①（　　　　　　　）

　　　　国家権力を制限　→　②（　　　　　　　）のため

２．日本国憲法の基本原理（三大原理）

（１）①（　　　　　　）

　　…　国政の最終的意思決定権は国民にある

関連事項

天皇　＝　日本国及び日本国民統合の②（　　　　　）→　国政に関する権能なし

　　　　天皇の③（　　　　　　）…④（　　　　　）の助言と承認に基づく

（２）⑤（　　　　　　）

　　…　戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認

参考

９条１項「…国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

９条２項「…陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

（３）⑥（　　　　　　　　　）

基本的人権　＝　人間として当然に有する権利

　　　　　　「侵すことのできない永久の権利」であるが「⑦（　　　　　　　）」による制約あり

公共の福祉　＝　人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理

３．大日本帝国憲法と日本国憲法

	大日本帝国憲法	日本国憲法
基本的性格	欽定憲法、硬性憲法、成文憲法	民定憲法、①（　　　　　）憲法、成文憲法
主権者	天皇	国民
天皇の地位	主権者、「統治権ヲ総攬」	象徴、「国政に関する権能を有しない」
国会	天皇の協賛機関	国権の最高機関、唯一の立法機関
内閣	規定なし、天皇の輔弼機関	「国会に対し連帯して責任を負ふ」
裁判所	違憲審査権なし 特別裁判所あり	②（　　　　　　　）あり ③（　　　　　　　）禁止
国民の権利	法律による制限可（法律の留保）	永久不可侵の権利
国民（臣民）の義務	納税の義務 兵役の義務	④（　　　　　）の義務 ⑤（　　　　　）の義務 普通⑥（　　　　　）を受けさせる義務
地方自治	規定なし	規定あり（制度的保障）

４．憲法改正手続

①（　　　　　）による発議

…　②（　　　　）議院の③（　　　　）議員の④（　　　　　）以上の賛成による

↓

⑤（　　　　　）の承認

…　国民投票等にて⑥（　　　　　　）の賛成

↓

⑦（　　　　　）による公布

…　国民の名で、直ちに行なう

【過去問：H10 年度　国家Ⅲ種】

憲法は、形の上から見て成文憲法と不文憲法に、改正手続きから見て硬性憲法と軟性憲法とに分けられるが、日本国憲法は（　A　）で（　B　）である。

憲法の改正には（　C　）がこれを発議し、（　D　）に提案して、その承認を経なければならない。

	A	B	C	D
1.	不文憲法	軟性憲法	国会	国民
2.	不文憲法	硬性憲法	内閣	国会
3.	成文憲法	硬性憲法	内閣	国民
4.	成文憲法	硬性憲法	国会	国民
5.	成文憲法	軟性憲法	内閣	国会

政治経済〈政治編〉　過去問解答

第１講	日本国憲法の基本的性格	4
第２講	基本的人権１	2
第３講	基本的人権２	1
第４講	統治機構　三権分立・国会	2
第５講	統治機構　内閣・裁判所	4